

広域緊急援助隊の活動



平成 20年関東管区広域緊急援助隊総合訓練



平成 21年群馬・長野両県広域緊急援助隊合同訓練

【広域緊急援助隊とは】

広域緊急援助隊は、平成 7年 1月に発生した、阪神・淡路大震災を踏まえ、国内の大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応できる警察の災害対策のプロフェッショナル集団として、平成 7年 6月 1日に発足しました。

【体制】

広域緊急援助隊は、全国すべての都道府県警察、総勢約 4,700人で組織されています。

警視庁と北海道警察を除く 府県警察の広域緊急援助隊は、各管区警察局の下、「管区広域緊急援助隊」として編成されています。



平成 19年新潟県中越沖地震に伴う災害派遣



平成 20年岩手・宮城内陸地震に伴う災害警備活動

【任務】

先行情報班

ヘリコプターやオフロードバイク等を活用し、被災状況や交通状況等、必要な情報を迅速に収集し、その伝達に当たります。

救出救助班

さまざまな救出救助用の資機材や災害活動用車両を備え、万全の体制で救出救助や行方不明者の捜索等の人命を守る活動に当たります。

交通対策班

パトカーや白バイ等で緊急交通路の確保や緊急通行車両の先導等に当たります。

検視・被災者対応班

亡くなった被災者の身元の確認や死因の究明を行うとともに、遺体の引渡しや安否情報の提供を行います。

活動支援班

補給を始め、広域緊急援助隊の活動の支援に当たります。